

政 法 第 4 2 8 8 号
答 申 第 4 7 3 号
平成 2 9 年 3 月 3 0 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 8 月 2 0 日付け精医セ第 2 5 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 5 8 3 号

平成 2 7 年 6 月 1 8 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 6 月 1 0 日付け精
医セ第 1 6 5 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成27年6月10日付け精医セ第165号行政文書不開示決定を取り消し、履歴書を対象文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年5月28日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「精神科医療センター（以下「センター」という。）職員の氏名の読み方が分かる情報。例えば、振り仮名が付いているなど（平成22年度以降のもの）」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していなかった。

4 実施機関による決定

平成27年6月10日付け精医セ第165号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年6月18日付けで、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

請求に係る文書をさらに特定した上で、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。当該県立病院職員は千葉県の職員であるので、履歴書が存在するはずである。そのうち、住所や自宅の電話番号といった非開示情報を除いて、氏名と読み仮名を開示すれば十分である。

3 意見書の要旨

(1) 実施機関は、異議申立人が本件対象文書として例示した履歴書に職員のふりがなが記載されているか否かを言及していない。理由説明書としての体をなしていないのである。職員の氏名の読み方がわかる文書から履歴書は容易に想定できるうえ、情報公開における電話の遣り取りでも履歴書について伝えてあることから、想定で

- きないとの弁解は目を疑った。
- (2) あくまで、履歴書は、例示であって具体化ではない。他にも本件対象情報が存在すれば特定すべきである。
- (3) 職員の氏名のふりがなは当然、公務員等の氏名に該当するため開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立人はセンターに履歴書などの対象文書が存在していて、情報の探索が不十分であると主張する。

しかしながら、本件請求の「氏名の読み方が分かる情報」という文言から、履歴書を対象文書として想定することは不可能である。

また、文書を探索したところ、センターには関連文書は存在せず、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 対象文書の特定について

異議申立人は、文書の探索が不十分であり、履歴書の住所などを除いて氏名と読み仮名を開示すれば十分などと主張している。一方、実施機関は、本件請求内容から履歴書を対象文書と想定することは不可能であり、関連文書も存在しないことから本件決定を行った旨説明する。

そこで、対象文書の特定について、以下検討する。

本件請求内容は、第2の2のとおりであり、異議申立人は履歴書が対象文書となると主張している。

病院局職員の履歴書は、千葉県病院局職員服務規程（平成16年千葉県病院局管理規程第17号）第11条第1項所定の様式により、センター病院長が作成し、異動があれば当該事項を変更するなどし、また同条第4項の規定により常に整理し、保管しなければならないとされている。

履歴書は、職員ごとに一葉で作成され、氏名（ふりがな）、生年月日、性別、現住所、学歴、発令年月日、発令事項等が記載されることとなっている。

よって、履歴書は異議申立人が主張する職員の氏名の読み方がわかる文書であり、行政文書不保有のため不開示とした本件決定は妥当ではなくこれを取り消し、履歴書を対象文書と特定し、改めて開示決定等をすべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定を取り消し、履歴書を対象文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年8月27日	諮問書の受理
平成27年11月4日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月30日	異議申立人の意見書の受理
平成29年2月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順)